

(部 内 限)

8-14

婦人労働業務参考資料第21号

いわゆるミストルコの就業の状況

— 実 態 調 査 報 告 —

昭和41年4月

労働省婦人少年局

目 次

I はじめに	1
1 調査の目的	1
2 調査の対象	1
3 調査の時期	2
4 調査の方法および調査事項	2
5 付 記	2
II 属 性	3
6 年 令	3
7 出 身 地	4
8 配 属 肉 係	4
9 同居者の有無と扶養状況	5
III 経 歴	6
10 学 歴	6
11 学校卒業後の就職々種等と就職方法	6
(1) 就職々種等	6
(2) 就職方法	6
12 転職の状況	8
(1) 転職回数	8

(2) 転職理由	8
(3) 転職時における相談の有無	8
(4) ミストルゴになるまでの前歴	9
(5) ミストルゴになる直前の状況	12
13 ミストルゴになつた動機	13
14 入職方法	13
IV 労働条件	14
15 労働契約期間	14
16 始業時刻	14
(1) 始業時刻	14
(2) 終業時刻	15
17 労働時間	15
(1) 交替制	15
(2) 所定・慣行別	15
(3) 拘束時間と接客時間	15
18 休憩時間	18
19 休 日	19
20 収 入	19
(1) 収入別	19
(2) 収入月額	21

21	退職の自由	21
V	仕事	21
22	仕事の内容	21
23	服装	21
VI	その他	22
24	日常生活における相談者の有無	22
25	労働条件等に対する要望	22
26	仕事の継続	23

いわゆるミストルコの就業実態

I はじめに

1 調査の目的

この調査は、いわゆるトルコ風呂（以下「トルコ風呂」という。）に働くいわゆるミストルコ（以下「ミストルコ」という。）の就業の実態を把握し、婦人少年行政の参考に資することを目的とする。

2 調査の対象

この調査の対象者は、千葉・神奈川・岐阜・静岡・愛知・京都・大阪・兵庫・福岡の各婦人少年室管内に所在する61のトルコ風呂に働く1878名のミストルコ中の約3%にあたる61名である。

第1表 調査対象者数

	ミストルコ数 (名)		ミストルコ数 (名)
千葉	5	京都	3
神奈川	10	大阪	5
岐阜	5	兵庫	10
静岡	5	福岡	5
愛知	13	計	61

3 調査の時期

昭和41年1月

4 調査の方法および調査事項

婦人少年室長による個人聴取調査。調査事項は別添調査票のとおり。

5 付 記

上記からも明らかなように、この調査の対象となったミストルゴの数は61名ときわめてわずかであるから、この調査の結果に基づいて全体を律することは無理と思われる。

また、調査項目によつては、例えば、所定の労働時間・休日などミストルゴ自身が不明と答えたために、実際は定めがあるにもかかわらず「なし」となっている等、調査結果に若干正確を欠いた点もあるのではないかと思われる。

なお、東京婦人少年室管内のトルゴ風呂については、既に昭和39年6月に事業場ノフカ所ミストルゴ51人について同様方法による調査を実施したのであるが、この調査結果中、今回の調査結果と相違する事項は、休日（東京の場合では、休日は4日に1回あるいは3日に1回というものが殆んどであり、労働基準法と規定された基準を上回っていた）のみであり、その他の事項は、ほぼ同様の傾

向であるので、特に付記しなかった。

Ⅱ ミストルゴの属性

6 年 齢

ミストルゴの、調査時現在の年齢および初めてミストルゴになった年齢をみると、次のとおりである。

(1) 現在の年齢

調査時現在における年齢は、平均26歳、最低17歳、最高36歳である。年齢別にみると第2表のとおりで、17歳が2%（1人）、20～24歳が38%、25～29歳が39%、30～36歳が27%で、20代の者が約7割を占めている。

(2) ミストルゴになった年齢

初めてミストルゴになった年齢をみると、平均23歳、最低17歳、最高33歳である。年齢別にみると、第2表のように、17～19歳でなった者が13%、20～24歳53%、25～29歳28%、30～33歳が6%で、調査対象者の半数以上が20代前期にミストルゴになっていることが認められ、また、少数ではあるが年

少者もしくは未成年者にしてミストルゴになった者も認められる。

第2表 ミストルゴの年齢別割合

(%)

年齢(歳) 時季別	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	計		
現在の年齢 (昭和41年/月)				2	2	8	12	5	11	10	5	10	8		10	3	7			2	3	2	100
初めてミストルゴになった年齢	2	5	6	13	14	5	10	11	10	2	8	2	6		2	2	2						100

7 出身地

ほとんどの県に分布しており、地方別にその割合をみると、東北地方 12%、関東地方 15%、甲信越地方 7%、中部地方 21%、近畿地方 10%、中国地方 7%、四国地方 4%、九州地方 24%である。

8 配偶関係

未婚者が 57%、既婚者が 43%である。また、既婚者のうち 62%は有夫者となっている。

第3表 未・既婚者別割合

計	100%	%
未婚者	57	
既婚者	43	(100)
有夫者	26	(62)
死別者	2	(3)
離別者	15	(35)

9 同居者の有無と扶養状況

同居者が「ある」という者は45%、「なし」という者は55%である。「ある」というものについて、その同居者の別をみると、夫が50%、女友だちが23%、父母兄弟姉妹が12%、その他の親族7%、男友だち4%、不明4%である。

次に、同居者に対する扶養の有無をみると、「扶養している」という者は8%(夫3%、父母兄弟姉妹5%)に過ぎない。

Ⅲ 経 歴

10 学 歴

中学卒 46%、高校卒 29%、高校中退 16%、小学卒 5%、旧制高女卒 2%、不明 2%で、中学卒が一番多い。

11 学校卒業後の就職々種等と就職方法

学校卒業直後どういう職種等に どういう方法で就いたかをみると、第4表のとおりである。

(1) 就職々種等

主な職種等をみると 会社事務員 (12%)、工員 (11%)、飲食店々員・商店々員 (それぞれ7%)、そのほか家事(業)手伝い (7%)、料理・洋裁の勉強 (6%) などである。

(2) 就職方法

就職しなかつた場合および不明の場合を除いて就職方法の主なものを見ると、学校の紹介 (18%)、人の紹介 (25%) など、職安の紹介によるものは5%に過ぎない。

第4表 学校卒業直後の就職々種等と就職方法 (％)

職 種 等	方法		職安の紹介		人の紹介		新聞広告	なし	不明	計
	親類	友人	学校	その他	親類	友人・知人				
パチンコ店々員					2					2
飲食店々員					5	2				7
芸 者					2					2
会社事務員			5		3	2			2	12
工 員	2	3	2			4				11
商店々員			3					2	2	7
バスガール							2			2
化粧品セールスマン			2							2
公務員			2							2
看護婦			2							2
家庭女中						2				2
マッサージ師			2							2
自営業								2		2
家事(兼)手伝い					3			6		9
洋服・料理の勉強								6		6
無 転								2		2
不 明									28	28
計	2	3	18		15	10	2	18	32	100

(注) 調査対象者全員(81名)についてみたものである。

12 転職の状況

(1) 転職回数

中学・高校を卒業又は中退してから、ミストルゴになるまでの転職回数をみると、1回のもの31%、2回のもの20%、3回のもの20%、4回のもの1%、不明のもの28%である。

(注) 本転職回数中には、家事(業)の手伝い、家庭の主婦、料理・洋裁の勉強、自営業、無職の各場合をも職業とみなし含めた。

(2) 転職理由

参考までに、最初についた職業をなぜ変えたのか、その主な理由をみると、仕事が嫌だから・収入が少ないから(それぞれ23%)、結婚のため・家事(業)手伝いのため(それぞれ8%)、自立するため(7%)、転居(4%)などである。

(3) 転職時における相談の有無

参考までに、最初の転職の際に誰かに相談したか否かをみると、相談した者は34%、相談しなかった者は44%、不明22%で、さらに、相談した者についてその相談者別をみると、父母兄弟姉妹というもの47%、夫24%

%、親類・知人（友人を含む）29%である。

(4) ミストルゴになるまでの前歴

就職々種等の不明のもの、または転職回数不明のものを除いた44名についてその前歴の状況をみるとオ5表のとおりであつて（したがつて、オ4表の教値と、オ5表の教値とは必ずしも一致しない。）、これを通覧すると、学校を卒業（中退）して直ちにミストルゴになつた者は皆無であり、2度目の職業としてミストルゴになつた者が最も多く44%、3度目になつた者が27%、4度目になつた者27%、5度目には残りのもの（2%）全員がミストルゴになつている。

(注) 本前歴中には、上記ノ2(1)の場合と同様に、家事（業）の手伝い、家庭の主婦、料理・洋裁の勉強、自営業、無職の各場合をも前歴とみなし含めた。

上の場合をさらに分けてみると、

イ 最初についた職種等の主なものは

会社事務員	20%
工員	16%
家事(業)手伝い	14%
芸者・飲食店々員	12%

商店々員 10%

洋裁・料理の勉強 10%

などであり、最初からミストルゴになった者は皆無であつて、いずれも何らかの職業歴等をもっている。

ロ 2度目についた職種等の主なものは、

ミストルゴ 44%

家業(業)の手伝い 11%

会社事務員 10%

バーの女給・喫茶店々員 } 9%

飲食店々員 }

家庭の主婦 6%

であり、

ハ 2度目にミストルゴになった者を除いた者が3度目についた職種等の主なものは、

ミストルゴ 48% (全体の27%)

バーの女給・喫茶店々員 20% (9 11%)

商店々員 8% (9 5%)

家庭の主婦 8% (9)

であり

ニ 同様に2度目・3度目にミストルゴになった者を除

第5表 ミストルゴになるまでの前歴の状況

(%)

	取 初	2 度 目	3 度 目	4 度 目	5 度 目
バーの女給		5	16(9)		
喫茶店々員		2	4(2)		
飲食店々員	10	2			
芸 者	2				
会社事務員	20	10			
工 員	16	5	4(2)		
商店 々員	10	5	8(5)		
パチンコ店々員	2	2			
化粧品店のセールスマン	2	2			
公 務 員	2				
看護婦	2				
マッサージ師	2				
バスガール	2	2			
美容 師			4(2)		
家庭女中	2		4(2)		
家事(業)の手伝い	14	11			
洋裁・料理の勉強	10	2			
家庭の主婦		6	8(5)	9(2)	
無 職	2	2	4(2)		
自 営 業	2				
ミストルゴ		44	48(27)	91(27)	100(2)
計	100	100	100	100	100

(注) 3度目以降の()内数値は、44名全員を100としてみたもの。

いた者の 4度目の職種等は、

ミストルゴ 91% (27%)
 家庭の主婦 9% (2%)

であり、

ホ 残りの者(全体の2%)も5度目にはミストルゴになつている。

(5) ミストルゴになる直前の状況

転職回数4回の者(44名)について、ミストルゴになる直前の状況(職種等)についてみると第6表のとおりで、その主なものは、バーの女給・喫茶店々員・飲食店々員・芸者であつた(20%)、家事(業)を手伝つていた(20%)、家庭の主婦であつた(13%)、洋裁・料理を勉強していた(13%)などである。

第6表 ミストルゴになる直前の状況

職種等	割合(%)	職種等	割合(%)	職種等	割合(%)
バー女給	9	商店々員	5	白 芸 業	2
喫茶店々員	2	バスガール	2	家事(業)の手伝	20
飲食店々員	7	化粧品セールス	2	家庭の主婦	13
芸 者	2	家庭女中	2	洋裁・料理の勉強	13
会社事務員	7	美 容 師	2	無 職	8
工 員	2	マッサージ師	2	計	100

13 ミストルゴになった動機

第7表のように、「他の職業にくらべて収入が多いから」というものが61%で最も多い。では、なぜ収入の多いこの職業を選んだか、その理由をみると、家計補助のためというものが44%で最も多い。

第7表 ミストルゴになった動機

動 機 別	割合 (MA)
回 答 数	100
他の職業にくらべて収入が多いから	61 (100%)
┌ 自分の小遣いがほしくて	(5)
├ 自分の生計費をえるために	(23)
├ 家計を助けるために	(44)
└ 貯金のために	(28)
自分に適した仕事だと思って	7
人にすすめられて	11
ほかに適当な職業がなくて	3
そ の 他	20

14 就転方法

就職経路をみると、知人・前の職場の同僚等の紹介によ

るものが43%で最も多く、次いで新聞広告をみて36%、自分で直接店に15%、街頭広告・店頭広告を見て1%、その他5%である。

IV 労働条件

15 労働契約期間

労働契約期間の定めの有無についてみると、契約期間の定めのないものが96%、契約期間が1年というものがよび不明がそれぞれ2%である。

16 始業時刻

(1) 始業時刻

9時から18時までとさまざまであるが、15時~16時未滿が20%、14時~15時未滿が18%、16時~17時未滿15%、13時~14時未滿14%で、13~16時というものが約70%を占め、そのほか17時~18時未滿11%、12時~13時未滿・18時~19時未滿がそれぞれ7%、10時~11時未滿4%、9時~10時未滿・11時~12時未滿がそれぞれ2%である。

(2) 終業時刻

終業時刻は、2時～3時未着が最も多く50%、1時～2時未着21%、零時から1時未着15%、3時7%等である。

17 労働時間

(1) 交替制

交替制（時差勤務）をとっているトルコ風呂は全体の76%、交替制をとっていないものは21%、不明のもの3%である。交替制をとっている場合のその態様をみると、2交替制が54%（所定の場合51%、慣行の場合3%）、3交替制が20%（所定のみ）、4交替制が2%（所定のみ）である。

(2) 所定・慣行別

労働時間の所定・慣行別の状況をみると、労働時間の定めのあるものが94%、定めがなく慣行でやっているものが6%である。

(3) 拘束時間と接客時間

拘束時間と接客時間（ほぼ実働時間に等しい）との状況を、所定・慣行別、交替制の態様別にみると次のとおりである。

(1) 労働時間の定めのある(所定)場合

イ 2交替制

上にみたように、2交替制をとるトルコ風呂で労働時間の定めのあるものは51%であるが、この場合の拘束時間及び実働時間は第8表のとおりで、拘束時間では8時間とこえ9時間以内(以下「8h~9h」というように略記する。)のものが最も多く30%、接客時間では2h~3hのものが最も多く35%である。

ロ 3交替制の場合

労働時間の定めのあるものは20%であるが、拘束時間では、2交替制の場合と同様に8h~9hのものが最も多く33%、接客時間では5h~6hのものが最も多く33%である。

ハ 4交替制の場合

労働時間の定めのあるものは2%(1カ所)である。この拘束時間は6h~11hの範囲で各番方まちまちであるが、接客時間は各番方とも3h~4hである。

第8表 拘束時間・接客時間の状況

	2 交 替 制		3 交 替 制	
	拘束時間	接客時間	拘束時間	接客時間
計	%	%	%	%
	100	100	100	100
2時間未満		8		6
2時間以上 3時間未満		35		3
3 ~ 4		19		19
4 ~ 5	3	19		28
5 ~ 6	11	11	6	33
6 ~ 7	6	5	13	11
7 ~ 8	25	3	25	
8 ~ 9	30		33	
9 ~ 10	11		8	
10 ~ 11	8		6	
11 ~ 12	3		3	
12 ~ 13	3			
13 ~			6	

ニ 交替制のない場合

労働時間の定めのあるものは19%であるが、拘束時間は、7^h~8^hが56%、8^h~9^h 28%、9^h~10^h、10^h~11^hがそれぞれ8%であり、接客時間では4^h~5^hが56%、2^h~3^h 36%、3^h~4^h 8%である。

(ii) 労働時間の定めのない(慣行)場合

又交替制をとっているところおよび交替制をとらないところで、労働時間の定めなく慣行でやっているところがある。又交替制をとっているところの場合、拘束時間は5^h~6^h、6^h~7^h、7^h~8^h、9^h~10^hがそれぞれ25%、接客時間は4^h~5^hが75%、2時間未満が25%である。また、交替制をとっていないところの場合では、拘束時間は6^h~7^h、11^h~12^hがそれぞれ50%、接客時間は3^h~4^h、4^h~5^hがそれぞれ50%である。

18 休憩時間

休憩時間の定めのあるところは2%、定めのないところが98%である。定めのないところについてみると(1)慣行的に認めているところは22%で、その内訳は0.5時間

以上1時間未満が10%、1時間が8%、3時間2%、4時間以上5時間未満2%となっており、(ii) 78%のところは手待時間を休憩時間としている。

19 休 日

「定められた休日がある」というものは84%、「定められた休日はないが慣行である」というものは13%、不明3%である。また、1月の休日回数をみると、1~3回が21%、4回以上が76%、不明3%である。

20 収 入

(1) 収 入 別

第9表のように (i) 賃金収入 (店から支給される固定給・歩合給・チップ・その他) (ii) 客からの収入 (チップ・その他) (iii) 賃金収入 + 客からの収入の三種類に大別され、それぞれの割合は13%、33%、54%である。(i)の場合には、固定給 + 歩合給というものが50%を占め、(ii)の場合には、チップというものが95%を占め、(iii)の場合には、主なものとしては店からのチップ + 客からのチップの30%、固定給 + 歩合給 + 客からのチップの28%などである。

第9表 収入状況一覽表

収入別	全額 (百万)		1.5~2.0		2.0~3.0		3.0~4.0		4.0~5.0		5.0~6.0		6.0~7.0		7.0~8.0		8.0以上		
	100%	%	2	8	13	20	37	8	13	25	37	25	13	12	40	15	5	5	7
(i) 賃金収入	13	100%																	
			B																
			C																
			A+B																
(ii) 客からの収入	33	100%																	
			C'																
			C'+d'																
(iii) 賃金収入																			
			B+C'																
			C+C'																
			A+C'																
			A+B+C'																
			C+D+C'																
			D+C'+d'																
			A+C'+d'																
			B+D+C'																
十客から収入																			

(注) 表中 A: 固定給

B: 店から支給される歩合給

C: 店から支給されるチップ

D: 店から支給されるその他のもの

C': 客から受取るチップ

d': 客から受けるその他のもの

(2) 収入月額

第9表のように (i) の場合には、4万円以上5万円未満が最も多く50%を占め、(ii)・(iii)の場合には、5万円以上6万円未満が最も多くそれぞれ40%を占めている。

以上の各場合を総合してみると、5万円以上6万円未満が37%で最も多く、次いで4万円以上5万円未満20%、3万円以上4万円未満13%等となっている。

21 退職の自由

「やめたいとき、自由にやめられるか」との傾向に対し、全員が「やめられる」と答えている。

V 仕 事

22 仕事の内容

ミストルコの業務内容は、入浴関係(むし風呂・身体洗い・入浴)を除き、主なものとしてマッサージを行なうもの93%、洗髪57%、ひげそり56%、つめ切り18%、浴室掃除15%等となっており、このほかスポンプレス等も若干ある。

23 服 装

浴室内での服装の状態別をみると、(i) ショートパンツのほか、ブラジャーをつけるもの36%、ノースリーブブラウス・半袖上衣を着るもの22%であり、(ii) このほか、水着というものが23%である。

VI・その他

24 日常生活における相談者の有無

相談者のある者は87%、ない者13%である。相談者のある者について相談者別をみると、職場の上司というものの25%、夫23%、両親・職場の友人がそれぞれ21%、療母・知人・友人等がそれぞれ2~6%である。また、相談者がないという者では、「信頼のできる人がいないから」というものが多い。

25 労働条件等に対する要望

「労働条件等で改善して欲しいことがあるか」との真向に対し、「ある」と答えた者は44%、「ない」と答えた者は56%である。「ある」と答えた者の要望内容の主なものをみると、(i) 約50%が社会保険の適用に関するものであり、そのうちでも特に健康保険に関するものが最も多

く、その他 (ii) 就業時間に関するもの 10% (2 交替制 → 3 交替制, 時間短縮, 休憩時間等) (iii) 休日に関するもの 8% (月々日の休日確保) などである。

26 仕事の継続

「今後この仕事を続けるか」との質問に対し、「続けたい」という者は 87%, 「やめたい」という者は 11%, 不明 2% である。「続けたい」という者のほとんどは、結婚資金を得る等一定の目的のためある期間やむを得ず続けるというものであつて、その目的が達成されればやめたいというものである。また、「やめたい」という者のうちでは、結婚のためにやめたいという者が多く、他のトルコ風呂または風俗営業等への転職を希望する者は皆無である。

完

GAa1/1

8-14-21



女性と仕事の未来館



00974175